## 令和3年第1回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場 開閉会日時及び宣言

令和3年3月5日 午前10時00分

○応招(不応招)議員及び出席並びに欠席議員

出席議員(12名)

1番 髙西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

5番 廣﨑誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員(0名)

\_\_\_\_\_\_\_

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡﨑 浩・ 教育長 道免 隆 会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一 開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治 長寿福祉課長 垂水英治・ 子ども未来課長 園田秀秋

産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光・ 教務課長 村上英之 総務課主幹 宮吉保男

\_\_\_\_\_

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局 宮野英治

## ○議事日程

令和3年第1回定例会議事日程(3日目)

令和3年3月5日 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

## ○会議の経過(3日目)

開議 午前10時00分

○議長(宮崎昌宗君)皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。傍聴席の方もお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いします。発言は必ず議長の許可を 得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意 義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくお願いします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

○議長(宮崎昌宗君)日程第1、一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおりの3名です。

質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、通告された時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても、効率的な議事運営への御協力をお願いします。時間の経過は議場内に表示されますので、残り時間を確認し、時間を厳守ください。

それでは、4番、茂呂議員、御登壇ください。

○10番 (茂呂孝志君) 一般質問を始めます。

私は、消費者庁からの携帯型空気清浄カード、イオニアカードの説明について、上 毛町立体育館建設について、上毛町三世代同居支援事業を廃止した経緯と理由につい て、学校給食の負担軽減について、町長に質問をいたします。

まず、消費者庁からの携帯型空気清浄カードの説明について伺います。

町はこの商品の効果について、花粉、アレル物質、PM2.5、ウイルスなど、体内に吸い込むリスクを下げる作用が期待されると説明しています。

町はこの商品の効果について、販売代理店から確かな効果があると説明があったのか、それとも、効果が期待されると説明があったのですか。町が商品の購入を検討する際に、商品の効果について表示されている内容を検証して購入したのかどうなのか

伺います。

町はこの商品の購入を9月30日に専決処分した理由を、期待される一つに、インフルエンザも含まれており、町は8,000枚のカードを必要としているが、当時、製造元には1万枚しかなかったので、インフルエンザの流行前に早く契約する必要があったと説明しているが、特に新型コロナウイルスについて効果がなければ、10月以降に議会に諮って判断することができたのではないでしょうか。

消費者庁はこの商品の製造販売業者に対し、景品表示法に違反する行為があったとして措置命令を行ったが、町はこのカードを購入した責任の所在をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

この措置命令により、町は被害を受けたという認識なのかどうなのかお伺いいたします。

次に、上毛町立体育館建設について伺います。

実施設計で示された体育館建設の本体工事費、外構工事費、延べ床面積、坪単価は、 それぞれ幾らですか。また、それに関連した必要な工事名とその概算工事費は幾らに なると試算しておられますか。

新体育館建設について、国が示す総事業費補助率、補助額、延べ床面積、坪単価は それぞれ幾らですか。

実施設計によって示された新体育館建設の年間の維持管理費の算定と財源確保をどのように考えておられます。

新体育館建設のために平成31年3月に作成された建設基本構想の中に盛土をつくる計画はなかったが、盛土をつくる計画は、いつ、誰から、どのような理由で提案されたのですか。

新体育館建設業者選定の契約方法は競争入札なのか随契なのか、お伺いいたします。 検討委員会打合せを懇談会に切り替えた理由についてもお伺いいたします。

次に、上毛町三世代同居世帯支援事業を廃止した経緯と理由について伺います。

この事業の趣旨は、三世代などが同居しお互いに助け合いながら生活する三世代同居を支援し、定住化の促進を図るため、給食費負担の半額、家庭内保育に月額7,000円の補助を行ってきましたが、令和元年から廃止されました。

そこでお伺いいたしますが、この事業を廃止した経緯とその理由をお聞かせください。

それともう一つ、この事業の趣旨は達成されたという認識なのかどうなのかお伺い いたします。

最後に給食の負担軽減について伺います。

町長は、若者対策を教育に使うと答弁しています。国は給食費も教育の一環として 捉えています。今、給食費の無償化は全国的に広がっています。上毛町には高校があ りません。このことは、若者の定住を進めるにはマイナス作用が大きく働きます。そ れをカバーするためにも、給食費の負担軽減策は効果があるのではないかと考えます が、町長の見解を伺います。

以上4項目の質問に対し、明確な答弁を求めます。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) それでは、私のほうから議員御質問の1項目め、携帯型空気 清浄カード、イオニアカードに関する消費者庁からの措置命令につきまして御答弁を させていただきます。

まず、この商品の効果について、町民に対し、花粉、アレル物質、PM2.5、ウイルスを体内に吸い込むリスクを下げる作用が期待されると説明をしているが、購入に当たって、販売業者から確かな効果があるとの説明であったのか、それとも、効果が期待されるとの説明であったのかということにつきまして御答弁をさせていただきます。

販売業者さんのほうからは、密閉空間での検査、試験結果ではあるが、花粉、アレル物質、PM2.5、ウイルス等を体内に吸い込むリスクを下げる効果が期待されるという説明であったというふうに、私のほうは認識をしております。

次に、2点目でございます。

この商品の購入を検討した際に、商品に表示されている効果の検証を行ったのかという御質問につきまして御答弁をさせていただきます。

効果の検証ということでございますが、我々は大学などの検査機関としてのノウハウ、また、機器等も有しておりませんので検証を行うことはできませんが、カードから発生するイオンの発生数につきましては、2月26日の議会全員協議会でも申し上げさせていただきましたが、測定をする機器をお借りしておりますので、検証は行っております。

検証結果といたしましては、販売業者から示されました発生数の確認ができている

ということで御報告をさせていただきます。

次に、3点目でございます。

この商品の購入を9月30日に専決処分した理由として、期待される効果にインフルエンザウイルスの含まれることから流行前に配布したいとのことであったが、特に新型コロナウイルスに対する効果との理由でなければ10月以降でも可能ではなかったのかという御質問につきまして、御答弁をさせていただきますが、この御質問につきましては、過去、同様の質問に対しまして御答弁をさせていただいております。

まず、一つの理由といたしまして、配布を計画した時期ということでございます。 今後、冬季に向かい、インフルエンザの流行に加え、新型コロナウイルスとの同時流 行により医療体制の逼迫等も懸念される中、このような状況を受けまして、インフル エンザの流行前に町民の皆様に何か新しい支援ができないかということで、今回この カードをお配りさせていただいたと、11月にはお配りをしたいということでござい ます。

二つ目の理由といたしましては、カードの確保及び納入までの時期と時間ということでございます。

全町民の皆さんに、また、各機関等にこのカードを配布するためには8,000枚のカードが必要ということでございます。そのカードを確保するための時期とカードに印刷等をやっておりますので、その必要時間を考えて、今回、専決処分のほうをさせていただいたということでございます。

また、この件に関しては、再三、おわびを申し上げておりますが、私の配慮、熟慮が足らなかったということでございますが、茂呂議員さんが言われるように、議会を軽視してでの専決処分ではなかったということについては御理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それから4点目、消費者庁は、この商品の製造販売業者、サルーテ・ラボ株式会社に対し、景品表示法に違反する行為、不当表示があったとして措置命令を行ったが、町はこの責任の所在をどのように考えているのかということでございますが、今回の消費者庁における景品表示法の規定に基づく措置命令に関しては、サルーテ・ラボ社が行った広告に関するものであるため、その責任はサルーテ・ラボ社のほうに帰属するものというふうに考えております。

町といたしましては、もう善意の第三者ということで考えておりまして、町が責任

を負うものではないというふうに考えております。しかしながら、措置命令を受けた 商品を町が配布したことは事実ということでございますので、引き続き、サルーテ・ ラボ社が行う改善に向けた取組につきましては、情報提供を受けるというようなこと を、今後やっていきたいというふうに考えております。

また現時点では、サルーテ・ラボ社につきましては、今回の措置命令につきましてはウェブサイト内の広告表示に関するもので、製品自体の問題ではないというような認識でございます。町におきましても同様の認識ということでございます。

最後に、この措置命令により町は被害を受けたとの認識はあるのかという御質問ですが、この件に関しましては、代理店との物品売買契約を締結させていただき、正規の手続により履行が完了しておりますので、被害を受けたという認識はございませんが、議会全員協議会でも申し上げさせていただきましたが、このカードを配布した趣旨に反しまして、消費者庁の措置命令により、茂呂議員さん等がビラを配られたということがございます。その点につきましては、もう、町民の皆さんにマイナスのイメージが発生したということで、我々は考えております。

以上でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) それでは、私のほうから2番目の上毛町立体育館の建設についてということで、まず1番目の、実施設計で示された新体育館の本体工事費、外構工事費、延べ床面積、坪単価は、また、新体育館建設に関連する工事名と概算工事費はについて御答弁させていただきます。

各工事費につきましては、2月の議会全員協議会で説明をいたしましたとおり、現在、実施設計業務において最終的な調整を行っておりますので工事費を確定するものではございませんが、まず、本体工事費として、税別で約22億6,800万円、外構工事につきましては1億8,650万円を見込んでおります。それから、延べ床面積は4,386.28平米、外構を除く坪単価は、税別で約171万円となっております。

工事名につきましては体育館新築工事で、概算工事費は税別で24億5,450万円を見込んでおり、なお、この概算工事費は、令和3年度における労務費や材料費等の単価上昇を見込んだ金額となっております。

最後に、繰り返しになりますが、現在、実施設計業務において最終的な調整を行っております。また、入札において、競争により工事費が減額となることも考えられる

ため、今回、工事費を確定するものではないということを補足いたします。

次に、2番目の御質問です。新体育館建設に関する補助事業において、国が示す総 事業費、補助率、補助額、延べ床面積、坪単価はについて御答弁させていただきます。

9月の議会でも御説明いたしましたが、一律に国が示す標準的な事業費というものはございませんので、議員がおっしゃる、国が示す総事業費、延べ床面積、坪単価というものもございません。また、補助率につきましては、機会があるたびに何度も御説明しておりますが、国が毎年定める単価に延べ床面積を乗じた金額の3分の1となっております。

補助額としては、本年度の単価を基に算出すれば、令和3年度と4年度の2か年で約2億4,000万円程度を見込んでおります。

次に、三つ目の新体育館の運営における年間維持管理費の算定と財源確保はについて御答弁させていただきます。

年間維持管理費につきましては、12月の議会でも御説明いたしましたが、現在、 実施設計の最終調整を行っており、今後、実施設計の内容が定まってまいりましたら、 試算を行う計画としております。

また、財源の確保につきましては、今後、関係課との協議を行ってまいりますが、 指定管理者制度による運営を考えておりますので、例えば、スポーツ備品等、地元で 購入できるセレクトショップやイベントなどの自主事業をしっかりと企画していただ き、収益に少しでもつなげてもらうことにより、可能な限り、経費節減に努めてまい りたいと考えております。

次に、平成31年3月に新体育館建設のために作成した建設基本構想の中では盛土を行う計画はなかったが、どのような経緯で提案されたのかについて御答弁させていただきます。

盛土につきましては、令和元年度に実施した上毛町立体育館(仮称)基本設計業務公募型プロポーザルにおいて、特定者として選定された株式会社NAP建築設計事務所から提案されたものです。

この盛土につきましては、上毛町の里山の景観になじむように配慮されており、気軽に上り下りができる歩道、ウォーキングトレイルは、多世代の交流を促進する場所として活用が期待されております。

今回は、コミュニティー型体育館の建設ということで総合的に判断し、この盛土を

採用しました。

次、5番目の質問です。新体育館建設工事に係る契約業者の選定方法はについて御 答弁させていただきます。

12月の議会でも御説明いたしましたが、基本的には指名競争入札を行い、落札業者を決めることとなります。

次に、6番目の検討委員会での打合せを懇談会とした理由はについて御答弁させて いただきます。

まず初めに、検討委員会と懇談会は設置の目的や役割が異なるものであり、別のものであることについて、まず、御理解のほうをお願いいたします。

懇談会につきましては、関係団体、町民等からの意見を伺い、基本設計の参考とすることを目的として、令和元年度に3回開催したものであり、議員がおっしゃる検討委員会での打合せを懇談会としたというものではございませんので、誤解のないようにお願いいたします。なお、検討委員会につきましては、庁内の関係各課が連携して、町の体育施設の整備方針等を検討するために開催したもので、平成30年度に、上毛町立体育館(仮称)建設基本構想を作成しております。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(園田秀秋君) それでは、議員御質問の3項目め、上毛町三世代同居世帯支援事業を廃止した経緯と理由についてということで御答弁させていただきます。まず、この事業を廃止した経緯と理由はについて、三世代同居世帯支援事業につきましては、平成23年度から、三世代同居世帯の支援及び定住化の促進を図ることを目的とし、令和元年度まで事業を行ってまいりました。

この間、着実に保育体制の整備が進むとともに、令和元年10月から保育の無償化が開始されたこともあり、保育所への入所年齢が低年齢化し、三世代同居世帯のみを対象とする家庭内保育への支援の必要性は年々薄れてきております。

また、学校給食費につきましても、現在、保護者負担の2割程度を助成しており、本制度にかからない多くの子育て世帯の実態からも、幅広く、移住・定住施策を展開する必要があるとの認識の下、これに代わる施策として、赤ちゃん祝い金をはじめ、企画情報課で行っております新たな移住・定住施策が創設されており、本制度の必要性を再検討した結果、廃止させていただいたということでございます。

続きまして、2項目め、この事業の趣旨、目的は達成したとの認識はあるのかについて御答弁させていただきます。

この事業の目的でありました三世代同居世帯の支援という面におきましては、十分にその役割を達成できたと認識しております。

一方で、申請件数が年々減少し、ピーク時の約半分程度まで落ちていることから、 移住・定住の面におきましては、その意義が徐々に薄れてきたことは明らかであり、 新たな移住・定住施策へ転換いたした次第でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) それでは、私のほうから、四つ目の学校給食費の負担軽減に ついてということで、議員御質問の、現在、町は保護者負担の2割程度を助成してい るが、半額補助を実施すると仮定した場合、追加で必要な年間予算額はについて御答 弁させていただきます。

まず、12月の一般質問でも答弁しましたように、給食費を半額助成するには、年間の給食費が小・中学校合わせて約3,600万円となり、半分である1,800万円の財源確保が必要となります。

現在、町が助成している地産地消推進助成及び食育推進助成の額は、合わせて708万であり、追加で1,092万円の予算が必要となりますが、町では、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口増に向けた定住促進事業など、様々な施策を講じていることから、今後、1,800万円以上の財源確保が必要になることも予測されます。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)まず、カードの件ですが、販売代理店から効果が期待されるという説明があったという内容の答弁のようですが、昨年12月議会では、9月25日に販売代理店から、この商品はこういう効果、こういう作用があると紹介を受けたと答弁しているが、その答弁とちょっと食い違いがあるんですが、なぜですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 茂呂議員。議会初日に、議案審議のときにイオニアカードの質問をしないと言いませんでした。イオニアカードの質問はここでするから、一般質問でしませんと言いませんでしたか。

茂呂議員。

- ○10番(茂呂孝志君)そういう場合のケースもあると言ったわけであって、議案質疑は議案に関係ないことはできませんから、しませんでした。ですから、もう、議案と関係あるとかはいたしましたけど、議案と関係ないところはできませんでした。
- ○議長(宮崎昌宗君)じゃあ、それ、分けているということですね。分かりました。
- ○10番(茂呂孝志君) それから、そういう場合もあると、ケースもあるという意味で、 私は答えていますので。しかし、議案質疑の中で答えていただいたところもあるので、 その点は、時間の短縮になるかも分かりません。
- ○議長(宮崎昌宗君)はい、分かりました。 総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)確かに、今、議員さんが言われるように、12月議会、廣崎議員さんの御質問の中で、コロナに効くというようなことは一言も言ってない、どの商品でも言えないと思う、花粉、アレル物質、PM2.5、それからウイルス等に効果があるというようなことで言われていたというようなことで御答弁をさせていただいておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、先ほどの内容で効果が期待できるということで、改めて我々も認識をしておりますので、議員さんにつきましても、そのような御認識のほうに改めていただければというふうに思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)では、効果があるという確証はなく、もしかしたら、ないかも しれないという考えの下で購入したということですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) ここのカードにつきましては、医薬品、それから医療機器というようなものではございません。言いますように、私自身としては効果があるというふうには思っておりますが、そういうことを言えば、いろんな方からまた御批判をいただくというようなことで、今言うように、効果が期待できる、作用が期待できるということで、御認識のほうをよろしくお願いいたします。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)では、上毛町も、インフルエンザについては、予防接種はよその自治体に比べてかなり進んでいますよね。かなりやっています。対象外は、19歳から64歳です。大体、人口にして3,600万。1人4,000円ですから、1,500万円前後ですからね、やっぱりインフルエンザに効くという確かな効果は、予防接

種はあるわけですよね。予防接種のほうが。

じゃあ、何で、そのカードが期待されるということで、これを購入したんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)副町長。
- ○副町長(岡﨑 浩君)議員、今御質問の中で、インフルエンザの助成については全年齢を対応にしておりまして、19歳から64歳までも2,000円の助成を行っておりますので、その部分は修正をお願いいたします。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)インフルエンザも、流行前に、そういうことで、住民の健康を 守るためにしたいということでカードを買ったわけですが、インフルエンザの効果と いうのは、予防接種で確実に、その確率は高いと思います。やっぱり、あと僅かな値 段で、予算でできるのに、何で、期待がされるという効果を三千数百万円も出して購 入したのか、そのお考えを伺います。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)今回、議員さんが言われるように、インフルエンザということで、我々も、その効果があるというようなことでこのカードを配らせていただいたわけでございますが、現在、この前から言っておりますように、どの商品もコロナに効くというようなことは言えないと思います。空気清浄機にしても、いろいろな医薬品等にしても、コロナに効くというようなことは言えないと思います。

我々としては、今回、こういうコロナ禍の中で、今後、冬季に向かって、インフルエンザ、また、コロナの流行が多くなるというようなことで、何か町民の皆さんに新しい支援ができないかというようなことで考えた中で、こういう密閉空間の接触試験ではございますが、インフルエンザに効果があるというようなカードがあるということで、それをお配りさせていただいて、少しでも健康被害のリスクが下がればという思いで、今回、このようなカードをお配りさせていただいたということでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それでは、専決処分をしたことについて伺うんですよね。 製造元の1日のこのカードの生産枚数は何枚ですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)大変申し訳ありませんが、そこまでは把握をしておりません。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)仮に1,000枚やったとしたら、仮の話ですよ。1日生産枚数が1,000枚やったとしたら、町は9月30日に契約を結んでいます。それから、11月に配布する計画を出した。その間、プリントするんですよね。カードに上毛町というネーム入れていますよね。そのプリントに時間を要したと思うんですよね。そうしたら、毎月1,000枚の生産ができる能力であれば、1万枚、その時点でありましたから、数日間で確保できるわけですよね、枚数は8,000枚ね。そうしたら、10月にも、ちゃんと議会開いてできたんじゃないですか。

そういう生産枚数、生産能力もね、ちゃんと確認していなければ、これはもう、専 決処分ありきでやったんじゃないんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)今議員さんが言われる1日1,000枚というのは、議員さんの仮定ということで私も承っておりますが、これにつきましては、すぐ契約をして、すぐというようなことではございません。行政のこういう契約の手続につきましては、ちょっと時間を要するというようなことで、9月28日に専決の予算をさせていただいて、9月30日の契約ということで、約1か月程度納品までかかるというようなことで、どうしても9月30日には契約が必要というようなことで、今回、専決のほうをさせていただきました。

これにつきましては、先ほどから再三申し上げさせていただいていますように、私のほうの熟慮、配慮が足らなかったということで、再三、おわびを申し上げさせていただいております。

こういう意見につきましては、各議員さんのほうからもいろいろな意見を賜っております。今後については十分注意をするというようなことで申し上げておりますので、 先ほどから言いますように、また、茂呂議員さんがビラ等に書かれていますように、 議会軽視も甚だしいというような考えの下で、今回、専決処分をさせていただいたも のではございません。先ほどから言いますように、住民の皆さんに何かできないかと いうような思いからさせていただいたということにつきましては、十分、御理解いた だきますよう、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)では、製造元の1日の生産枚数も確認しないで実施したという ことは、やっぱり問題だということは指摘しておきます。

それから、措置命令の問題ですが、町は、製品自体に問題はないんだとよく言われますね。しかし、この措置命令というのは、製品が悪くてしたんじゃないんですよね。 措置命令、したんじゃないですよね。表示がちょっとおかしいと、表示に疑問があると言ってされたんですよね。消費者庁。

ですから、私は、消費者庁は法律に基づいて不当な表示があるということで措置命令を行っているわけですから、町はね、販売代理店との間に締結した物品売買契約というのがありますよね。この7条には括弧書きで、その前に、履行に関し不正な行為があると認めたときとする場合には契約解除ができるとあります。そして、括弧書きの中で、公的機関などから、本契約において納入する物品の効果または性能に関する処分、指導または是正勧告を受けた場合も含むと載ってます。今回、それに抵触するんじゃないですか。こういうふうに明記されています。

これをどういうふうに解釈するんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) 一つ、ちょっと御確認をしていただきたいのは、履行というのは、契約を締結して、その納品が、納入されるまでが履行ということで我々は捉えております。

措置命令につきましては、その履行があった後というようなことでございますが、 この件につきましては、一応、弁護士さんのほうに相談をさせていただいて、議会全 員協議会で御答弁をさせていただきました内容のとおりでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ここで、7条で契約解除してから、同契約の中の8条に基づいて、8条ではどうなっているかというと、契約解除したときは違約金を徴収するとなっています。これができないのかどうか、お伺いいたします。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) これも、茂呂議員さん、よく読んでいただければ分かると思うんですが、甲は乙がその責めに帰するべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかったとき及び契約を解除したとき違約金を徴収するということでございますので、先ほど言いましたように、契約が9月30日、履行期限が11月30日でございまして、納品につきましては11月6日、その日に検査をしております。ということで、履行期限内には履行が完了しているということで、この違約金の条項については

該当しないというふうに思っております。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それでは、町はね、やっぱりこうなった場合どうするかという ことで、できるだけ商品の回収を行い、できるかどうか分かりませんが、損害賠償請 求ができるような努力をすべきじゃないですか。

町長の考えを伺います。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)再三申し上げておりますように、何ができるか分からない中で、 効果が期待できるということで早急に手を打った分でございますし、マスクや清浄機、 あるいは各種消毒も同じように、どれか一つ取って、これは、一個でパーフェクトだ というものはないわけですから、イオニアカードも複合的に活用して、その効果が得 られるというふうに思っております。なので、表記上の問題、これ、屋外ではその効 果が期待できないということを入れてなかったことが問題であって、被害に遭ったと はいうふうに認識はしておりません。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ですから、措置命令を受けたことは事実なんですからね。これはやっぱり受け止めて、町としても、実際の生活空間ではそれほどの効果はないんだということでありますから、やっぱり損害賠償できるような、そういう努力を町はすべきじゃないですか。

できるかどうかは、結果としては分かりませんけれど、その努力を私はすべきだと思いますが、どうですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) この件に関しましては、今回、令和2年度コロナ禍の中で、 地方創生の対応臨時交付金等で、空気清浄機等々、いろんな製品を買っております。 そういう、もし製品が、また同じような措置命令を受けたら、また、今のような問題 を提起されるということでございますが、本当にこの製品が駄目というようなことに なれば、そういうことは考えていきたいというふうには考えております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ぜひ、今後、町長は、やっぱり実際には効果がなかったわけで すから、消費者庁はその措置命令を行ったと。これはもう事実ですから、やっぱり、

じゃあ町の取るべき態度は、可能かどうか、それは分かりません。やってみなければ 分かりませんけれども、損害賠償請求をすべきだと私は思います。

それをするように、町長にその努力をしてほしいわけですが、再度お尋ねしますが、 そういう努力する考えはあるのですか、ないですか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)全くの見解の相違で、私も消費者庁に連絡しましたが、これ、何が問題なのかということで、標記上の問題だと。屋外の効果は期待できないということを入れてくれということが問題だったということでございますので、茂呂さんは全く効果が期待できないとおっしゃられていますけども、我々はそういう認識はありませんし、効果があるというような声も、皆さんからいただいておりますので、逆に、全く効果がないというエビデンスを示してくださいよ。そうじゃなければ、それ、もう茂呂さんの考えでしかないと思いますよ。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)各議員の自宅に、副町長、総務課長、係長が来られまして、そこで、やっぱりこういうのを専決処分したいということで、説明書も渡して、私はその前に読む暇、まだ時間がありませんでしたけれども、口頭で説明がありました。そして、帰られた後、その説明を読んだら、これは密室空間での試験の結果であって、実際の生活の中ではこういうのが実証されるかどうかというのは、率直に、はっきり言って疑問に思いましたよ。私もそういう疑問を持っています。

実態としては説明を受けたわけですけどね。やっぱり、そういう、町にも落ち度があるわけですからね、やっぱり損害賠償請求の努力をすべきだと、再度、言っときます。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) 茂呂さん、一つ、参考として聞いていただきたいんですが、 これ、ちょっと商品名出していいかどうか分かりませんが、シャープのプラズマクラ スターというのが今、そういう空気清浄等でちょっと有名だと思うんですが、その器 具でも表示をしているのが、約5から20畳相当の試験空間における実証結果であり ということで、実使用空間での実証結果ではありませんと、いろいろな数値を出され ているとは思いますが、そういう形なんですよ。だから、本当に、そういう実証をし っかりできる実証の、今機関が本当はないということが実情だと思いますし、どうい

う機器も今と同様の表示をしているというようなことでございますので、カードだけがというようなことではございません。空気清浄機等もそういう表示をしている。それから、今テレビでコマーシャルをいろいろやっておりますが、小さい文字で、絶対に、必ず下にそういうことが出ていると思います。そういうことで御理解をしていただければというふうに思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)では、体育館の問題に行きますが、実施設計するのでいろいろな数字は確定できませんということでありますけれども、体育館本体、外構工事と別に、体育館を建てる場所からげんきの杜につなぐ、このかけ橋、この工事はどのくらいか。

それから、グラウンド整備もあると思います。駐車場の整備もあると思います。それから、体育館周辺の整備道路もあると思います。備品の購入費もあると思います。 その他、どういうのがあるか分かりませんけれども、そういうもの全体の工事費は幾らかかるんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) この質問につきましても、前回も御答弁させていただいておると思います。

外構部分につきましては、敷地内の造成等植栽の整備に係る部分ということと、それ以外、先ほど議員さんがおっしゃられたもろもろの工事についてということなんですけども、今回の実施設計においての整備の対象とはいたしておりませんので、今後、げんきの杜の改修など、周辺事業の進捗状況を確認しながら、一体的な整備を計画していきたいというふうに考えておりますので、現段階では、そういったもろもろの工事に係る費用等はございません。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)体育館以外に、こういうかけ橋をするとか、グラウンド整備は、 当然、あそこは整備し直さなきゃいけないと思うんですよね。照明器具も解体するわけでしょう。そうしたら、新たに照明器具を作ったりするわけですからね、当然、また数億のお金がかかると思いますよ。そういうのも積算しないで、やっぱり進めようとするんですか。やっぱりそういうのも、そのほかにそういう工事がかかりますということを議会に出すべきじゃないですか。そして、町民やら議員全体に、この体育館

に関わる予算が大体総額でどのくらいかかるのかということは、やっぱり示すべきだ と思います。そういう責任はあるんじゃないですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)整備につきましては、予算等も絡んできますし、うちだけの 事業ではございません。他課もいろいろな事業をしております。そういったことで、 ある程度の計画を持ってからじゃないとというふうには考えておりますが、今、この 場で幾らかと言われましても、実際、設計等もしておりませんので、金額等につきま してはお示しすることはできません。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)これは教務課の担当課長だけの問題じゃないですよね。町長、 どうですか。これ、やっぱりどのぐらいかかるという見通しを持っているんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君) その辺はまだ、全く私も承知しておりませんし、とにかく、まだ、 これ、予算取っていませんから、体育館自体ができるのかどうか、まだ決定していな いわけですよね。その後になるだろうというふうに思いますし、また、今の時期でい ろんなことを言うと、また、議員さん、臆測で新聞に出されても、また混乱しますの で、その辺は、今は控えるべきだと思っています。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 坪単価の問題ついてお聞きしますが、171万ぐらいと、たし か答弁したと思いますが、これは、建物の面積に対してのあれでしょう。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) 坪単価の算出につきましては、通常、建築では建築工事費を、 外構を除いた建物の延べ床面積で割って算出するというふうにされております。今回 は概算で約171万円になったということです。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 私が知りたかったのは、総事業費に対する坪単価は幾らですか。 出していませんか。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) 先ほど言いましたように、総事業費の中には、外構等、多分、 茂呂さん、入れた部分でということだと思うんですけども、坪単価のそもそもの出し

方が、今私が言った算出で出すということですので、今、議員さんがおっしゃったような形で坪単価を算出するということはできません。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)時間もありませんので急ぎます。

総事業費補助率、補助金額が2億4,000万円程度と言われました。そういうふう に聞きましたが、ちょっと確認の意味で聞きます。

それから、国が一律に示してないということですが、補助事業名というのはどうい うものですか。ちょっと、これをお知らせください。

- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)先ほども御答弁させていただきましたように、補助額といたしましては、本年度の単価を基に算出して約2億4,000万円程度ということを見込んでおります。来年度の単価につきましては4月にならないと分からないということでございますので、本年度の単価を基に算出をしております。

補助名ですけども、文科省の学校施設環境改善交付金という補助名でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) じゃあ、補助金額が2億4,000万円程度ということで、次の 年度についてはまだ未定ということですが、国、県の支出金がありますよね。予算に 計上されていますよね。これが1億1,000万、予算計上されていますが、この数字 は何ですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 茂呂議員。その部分は新年度予算の部分ですよね。 1 億何ぼとい うのは。そのときにされてください。
- ○10番(茂呂孝志君)予算書の150ページにある。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) 今、茂呂議員が言われているのは、ちょっと予算書の関係が ございますので私のほうから御答弁させていただきますが、これにつきましては、3 年、4年度の継続事業のほうをやらせていただきます。今言われる部分につきまして は、令和3年度の国庫補助金の額が、今計上されているということでございまして、 令和4年度につきましては、令和4年度の、また当初予算のほうで、新たにまた計上 させていただくということになります。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 茂呂議員。

- ○10番(茂呂孝志君) じゃあ、これはまた、予算審議のほうでちょっとお聞きします。 それで、維持管理費、これもまだ確定してないということでありますので数字を示 していませんけれども、新体育館は指定管理を行うということですが、当然、指定管 理だと一般財源も出ます。それから、指定管理者の若干の収益も見込まれているよう ですが、その収益というのはどのくらいあるという見込みの下に、こういう計画を立 てられたのかお尋ねします。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)指定管理者の選定につきましては今後行いますので、今、この段階で指定管理者がどこになるということも決まっておりませんので、それでもって、茂呂議員が言われるのは、多分、自主財源でどれだけ見込んでいるかということでしょうけど、業者も決まっていませんので、お答えすることはできません。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ですから、やっぱり指定管理者に収益の努力もしてもらうというお考えのようですが、どういう品物、商品を売って、やっぱりどのくらいの収益を出してほしいなという、そういう見込みというのはあると思うんですが、その点をお聞きしているんです。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) 見込み金額というのは、現時点で、先ほども言いましたが、 分かりません。

ただ、例えば、先ほども答弁させていただきましたように、スポーツ備品等を地元で購入できるような、そういったセレクトショップや、あと、イベントですね。そういったことなどの自主事業をしっかりと企画していただいて、収益に少しでもつなげてもらうことにより、可能な限り経費節減に努めていきたいというふうに考えています。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)最後に、学校給食費なんですが、町長は若者対策にかなり力を 入れているようですけれども、何しろ、この町には、高校が統廃合されて東校がなく なりましたので、なかなか、若者が定住するのには、そこが大きなネックになってい ると思うんですよね。やっぱり、これを解消するために町長は教育に力を入れるとい うことですが、全国的に学校給食を無償化することが広がっています。吉富町でも、

これの検討に入るようなことも聞いていますが、上毛町も、近隣でそういう動きがあるので、それに沿って進める考えがないですか。急に言われてどうかと思いますが。

- ○議長(宮崎昌宗君)副町長。
- ○副町長(岡崎 浩君) 先ほど来、担当が答弁したとおり、様々な定住施策、パッケージでやっております。ですから、あくまで、全てをエリアーにする必要はないのかなと。トータルで、やはりしっかりと、高校がないというのが給食には関係あると思いませんが、じゃあ赤ちゃん祝い金であったり、定住促進奨励金であったり、様々な制度をつくってきて、そういった中で、給食費についても2割程度助成しているという部分、だから、それ、トータルで見てください。これ、これ、だから、議員が言われる、この施策を、この施策をという部分ではなくて、その他の施策も総合的に見ていただくと、若者の支援策というのは十分あるというふうに認識しております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)教育費の中で負担が重いのは、どのように考えていますか。私 は給食費がトップではなかろうかなと思いますが、どうなんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君)教育費という非常に大きいくくりになりますので、その中で、いわゆる、個別、それぞれ幾らかかるというのは十分精査しなくちゃいけないだろうというふうに思いますが、確かに、給食費、月に4,500円、中学校において5,00円ということで、ある程度の比重が占めているとは思います。ただ、先ほど言いましたように、本町としては2割補助ということで、2か月分程度はうちのほうから出しているということで、保護者からも大変ありがたいというような声はいただいております。

割合的に一番かどうかというのは、様々な、家庭によっては習い事も含めて、そういった塾、そういったものもあるでしょうし、スポーツ関係で部活動してれば、それに関連する経費もあるというようなこともありますので、どれが一番高いかというのは申し上げることはできません。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 今、教育長の答弁内容から、かなり比重は占めるという答弁がありました。今後、そういう、答弁内容、そうでしょう。これを、負担軽減するため

に、教育長、町長、御努力願いたいと思います。 時間も少しありますけれども、これで終わります。

○議長(宮崎昌宗君)答弁いいですか。

それでは、茂呂議員の質問が終わりました。 ここで……。

どうぞ、教務課長。

- ○教務課長(村上英之君) 先ほど教育長が申した内容と茂呂議員が最後にまとめた内容 がちょっと違うような感じがして。教育費で給食費が占める割合はそこまでないということで、教育費は幅広く取れば、たくさん、塾とか習い事とか、いろんな部分が重なって、だから、これが高いと、これが安いとか、そういったことで分からないんで、 給食費が教育費に占める割合が大きいというふうなことが分からないというふうに答 弁したと思います。そこは誤解のないようにお願いします。
- ○議長(宮崎昌宗君) 茂呂議員の質問が終わりました。 ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分です。

休憩 午前10時53分 再開 午前11時05分

- ○議長(宮崎昌宗君)休憩を解き、会議を再開いたします。 5番、安元議員、御登壇ください。
- ○9番(安元慶彦君) 9番議員の安元です。一般質問を行います。 私は、今期定例会において、2点について質問をしてまいります。

1点目は、公文書の管理保存。行政の仕事は文書に始まり文書に終わると言っても 過言ではないというふうに思っております。私の経験もあるわけでございます。私は そういうふうに理解をしております。

2点目は、文科省のほうが打ち出しております学級編制の改定、令和3年から令和7年、向こう5か年にかけて、学級編制、生徒の学級の人数、生徒数、それを見直していくということでございます。

これは、ああ、そうかということで終わるわけですけど、どういう手立てといいますか、段階といいますか、そういうものを経ていくのか、その点についての質問です。

詳細については自席からいたしますので、今回は一問一答式でお願いいたしたいと 思いますので、回答者の皆さん、よろしくお願いをいたしたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)まず最初に、公文書の管理の関係でございますけども、これは管理規程というものがございまして、それによって、それぞれのセクションのところで処理を、保存をされていると思いますけども、これは遺漏のないように保管、保存をされているのか。

まず、その辺から伺いたいと思いますけど、管理規程は45条からなっておりますが、それぞれいろんなことを決めております。そういったものが順守されているのかどうか、その辺をまず、お尋ねをいたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)、総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) それでは、文書管理規程につきまして御答弁をさせていただきます。

文書等の取扱いに関し必要な事項を定めて、文書事務の円滑かつ適正な実施を図り、 もって事務の能率化及び合理化に資することを目的として、今、議員さんが言われま す上毛町文書管理規程というものがございます。

この管理規程につきましては、1条から45条までの条文がございます。規定がご ざいます。それに沿って、現在、適正に管理をさせていただいております。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)各課長の専決事項的なものがありますけれども、総じて、一番の本は総務課長のところと思いますが、いかがですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) 最終的には、私のほうに協議をしていただきまして、最終的には町長の決裁を受けてというようなことの規定になっていると思います。各、そういう決め事についてはですね。これについても適正な事務処理が行われているということで御報告をさせていただきます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) その中で、いわゆる永久保存とか、あるいは10年、そういった 年限を決めているわけですね。今、11年以上はもう永久保存になるんだというよう なことになっておるようですけども、そういった年限をしていくのは、どこが主体的 になって決まっておりますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。

- ○総務課長(永野英憲君)一応、今言うように、文書の保存期間というのは、議員言われますように、永年、11年以上、10年、5年、3年、1年というようなことで決まっております。その年数につきましても、各文書等の内容によりまして判断をさせていただいているということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)38条の中に、秘の扱い、早い話、秘密ですよね。秘密文書的な やつですよね。これの、秘をつくというのは、どこの判断でそういうことが決まって いくのか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) 秘の扱い文書につきましては、規程の第43条にございます。 人事文書、その他重要な取扱いを必要とする文書の取扱いについては、あらかじめ総 務課長の承認を得て、この訓令の定めによらないことができるというようなことで、 最終的にそういう文書が発生した場合は、私の承認のほうを得るというようなことで ございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)この秘の取扱いですよね。これは閲覧とか、貸出しとか、そういうことは原則禁止がされてる。ただし書もちょっとありますけれども、この点あたりはしっかり守られているかどうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) 秘の扱い等の文書としては、今現存するのが、もう人事関係の文書になろうかと思います。他の分につきましては、一応、公文書というような位置づけをさせていただいておりまして、公文書として、地方自治の本旨に基づいて、町民の知る権利にのっとり、町の諸活動を町民に説明する責務を全うするとともに、町民の町政に対する監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的としております、上毛町情報公開条例というのを制定しておりますので、それに基づいて、原則的には公開をさせていただくということでございます。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) そういった取扱いを受けたものは、それだけが別に、別冊みたい な形で保管をされてるのかどうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)一番、先ほど言いました秘の取扱いの文書等につきましては、 金庫等、施錠ができるような形で厳重に管理はさせていただいております。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)人事関係の処理はどうですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)人事関係の文書につきましても、同様に管理をさせていただいております。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)私は、今回この質問をしたのは、情報公開によって、こういったものが出てきておると。御存じと思うんですけども。そうしますとね、どうもその辺は少しずさんになっているんじゃないかと。そんな感じを受けよるものですから。

これはね、何といってもその内容にもいろいろありますけど、やっぱり最終的には 町の信用に関わってくる。相手があるわけですからね。特に契約関係あたりは。です から、その辺あたりは、少し慎重な取扱いができてないんじゃないかなという感じが するものですから、あえてこの議会で私は質問をしているわけですけども、その辺は しっかり、各課長、共通な一つの問題として認識をしているのかどうか。その辺はど うですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君)一応、今議員さんが言われます分につきましては、茂呂議員さんのほうのチラシの秘密保持契約というようなことで、私は、今認識をしておりますが、今回の秘密保持契約の文章につきましては、名称が秘密保持契約というようなことでございまして、内容的には、相手方の企業さんが持っているノウハウ等を他に漏らさないでくれというような内容でございます。茂呂議員さんが書かれているのにつきましては、密室でそういうし尿処理の話合いが行われているというようなことの書き文でございますが、一応、この契約についてはそういうことではございませんので、一応情報公開のほうをやらせていただいたというようなことでございます。

それから、各課長等につきましても、一応、所管課が企画情報課のほうになります。 情報公開の申請が出た場合は、全て企画情報課のほうを通りまして各課長のほうに行 くというようなことで、チェックもしっかりする点で、これは開示できるのか非開示 なのか、不存在なのか等々の審査は十分やって、情報開示のほうの対応をやっている という状況でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)情報公開の窓口が企画情報であろうとなんと、そういうことはどうでもいい話でね。その取扱いのですよ、そういった面が、その内容的にはね、公共の利益とか、公共の福祉に反しないとか、いろいろあると思うんですけど、契約の相手にとってみたら漏えいしないでくれとかなんとかがあるはずなんですよ。そういうことで、秘密契約みたいな形にタイトルがなってくるわけですね。だから、その中身は大したことないから何ぼでやれというようなことでは、私はないと思うんです。いや、相手が知ったらどうなりますか。上毛町というところはそんなところですかってなりゃせんですか。

非常に、やっぱり重要な文書として、しっかり保管、保存をやっていく、私は義務があると思うんですよ。その辺がね、ちょっと甘いんじゃないかという感じですよね。いががですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(永野英憲君) その件につきましては、先ほども申しましたように、もう名 称が秘密保持契約という内容ということでございます。その契約の内容については、 先ほど言いましたように、詳しい、相手様の企業のノウハウ、そういう、他に漏らし たら駄目というような内容は一切書かれておりませんので、そういうことを他に漏ら さないでくれという趣旨の契約でございますので、今回につきましては、そこまで重 要ではないというようなことで考えさせていただいて、情報公開のほうをやったとい うことでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)私はまだ情報開示の請求をしたことはありませんから手続はよう分かりませんけども、今言ったようなことになりますと、大切なものは金庫かなんかに保管されていると。これはもう当然の話と思うんですけど、そういうものがそういう行為によって出てくる。求められる。求めたほうが、手に入れたほうの方が大きなスクープとして持っているのか、感じているのかも分からん。町のそうした秘密的なものを引っ張り出したんだというようなことに、私はなってくるだろうと思うんですよね。

だから、どなたかということは言いませんけれども、やっぱり俺しかそういうことはしきらないよということも、自負しているかも分からん。そういった取扱いというものが、どんどんどんどん、何かの大見出しみたいなことで出るようなことではね、さっき言いましたように、上毛町の信用、私は、かつて坪根町長が就任したときにお尋ねをしたことがあるんですね。政治の要諦はどう考えておりますかと。

町長は町長の考えを出しました。私は政治の要諦は信頼であると。信なくば立たんというような言葉がありますけど、やっぱり、これもう信頼というような、どこの世界、関係でも出てくるわけですけど、やっぱり信用、これがないと、幾らうまいことアナウンスしても、それが他に本当に伝わらないようなことになるわけですよ。ですから、やっぱり信用があれば、ああ、あの人がやっていることはとか、言っていることはとかということになるわけですよね。だから、そういった今言った一つの行為が、そういうものに広がっていっては困る。

我々も、議員でもそうですよ。議員一人がやった、皆さんは信用をいただいて、票をいただいてこの席に座っているわけですからね。そういうことですから、やっぱり中身の軽い重いというようなことじゃなくて、やっぱりこれはもうマル秘だというふうなことのランクづけをしないとね、最後にはそういうものに私は結びついていくだろうと、私なら結びつけます。こんなところかというようなことになりますから、その辺はやっぱり慎重に取り扱って、大事なものは大事なものとして守っていくべきです。

再度、ひとつ答弁を。

- ○議長(宮崎昌宗君)町長。いいですか。
- ○町長(坪根秀介君)議員さんの御指摘のとおりだろうというふうに私も思いますし、 今回の件につきましては、環境衛生の部分で、我々も業者と秘密保持契約というもの を結びまして、結ばなければいろんな数字が出てこないと、金額が出てこないという ことで結ばせていただきました。

議員さんは、我々も議員さんのモラルというものを信じておりますし、それが、あ あいう形で新聞に書かれたのは非常に残念なことでございますけれども、我々として は、正々堂々とオープンにすることで、何の、そういう癒着であるとか、そういった 疑わしいことは全くないんだという意味で公表させていただいたところでございます し、できれば議会のほうも、議員という立場で、あまり万人にああいう形で公表され ると、私はいかがなものかと思いますので、その辺は慎重にしていただきたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)町長、今おっしゃいましたように、私、ここ持ってます。中身は そんな覆い隠さなきゃならないようなことでもない。しかし、相手のほうがね、まだ、 いろいろなものを開発していって研究を進めておるという途上であるから、世間に大 っぴらに出さないでくれというような内容のふうに受け取っております。本町にとっ ては、何も、それが出ていったから損をしたとかなんとかね、不利益を被ったちゅう ようなことはないんですけども、私が言いますように、相手にとってはね、非常に大 切なことだと思うんですよ。

ですから、そういう意味からしますとね、約束したことが守られてないというようなことになりますと、これは、なかなか信用という問題に関わってくるということに取るわけですね。

ですから、そういうことは、これからいろんなことが出てきます。特に、来年度は大きな体育館建設とか、いろんな面が出てきます。私は全部隠せちゅうわけじゃないんですよ。誤解のないように。隠すということは、ちょっと言いすぎかも分かりませんけどね、しっかり公共の利益、公共の福祉を守るためには、うそも方便という言葉もありますけどね、そういった事柄を守らなきゃいけないと。行政は透明でなきゃならないということは当たり前ですけど、何もかも素っ裸になれというわけじゃないんですよ。しかし、隠さにゃならんところはある。そういうところはね、しっかり守っていかないと、上毛町というところはどういうところですかと言われないように、やっぱり不断の引締めをやっていくであろうと。

言うと、今回、何だ、こういう質問を何でしてくるんかと思うたかも分かりませんけど、役場に長く出ておった議員が何だと思っていたかもしれませんけどね、私はそういう意味がある。

ですから、これは全てが、やっぱり住民の幸福というものを求めていくところですから、住民の幸福を求めていくための政治ですから、これは無限の訂正ですよ。絶対ということはない。ベストということはないというんですよね。やっぱり、社会情勢、いろんなことによって、今まであったものを変えていかなきゃならない。訂正をしていかなならない。政治は無限の訂正だという政界の方々がおるわけで、全くそのとお

りだと思います。

ですから、その辺をひとつ十分心得ていただきましてね、私どもはやっぱり皆さんを信用しているわけなんです。町長はじめ、ここにおる執行部の皆さん方を信用して来ておるわけでございますし、要らんことを言うことになりますけども、最近の国あたりのモリカケの問題とか、あるいは桜の関係とか、それによって、非常に、やっぱり国民から信用をなくした。この10月に選挙がありますけど、衆議院の選挙に当たってどういう結果が出るのか知りませんけど、やっぱり今までと違って、現在政権を取っているところは、それ行けそれ行けにはならないんじゃないかという感じがしますよね。

ですから、そういった事柄が全てにやっぱり影響してくるということの中で、十分ひとつ、しっかりした管理をやっていただきたいと。

それから、情報公開についてちょっとお尋ねしますけど、請求者の制限とかいろんなことがありますが、私なら私が請求に行って、この分野が欲しいと。例えば、AならAの分野が欲しいと言ったときに、それはすべからく閲覧をしたり、場合によってはコピーをしてもらいたいとかいう方法がありますね。それは、請求者の要求に、どんどんオープンに応えていくようになっているのかどうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)今議員がおっしゃられた事務処理につきましては、情報 公開条例に基づきまして適切な事務処理を行わせていただいておりますので、要望を された方について、全てが全て、要求どおりになるものではないというふうに解釈しております。ただ、その要求されることに少しでも近づけるような形での情報開示と いうふうに努めておるところでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) じゃあ、ちょっと具体的にお尋ねしますけど、先ほど言ったようなものが出た。その経緯はどういう経緯じゃったんですか。ワンワールドの会社の関係のやつが出たでしょう。それはどういうプロセスというか、段階を踏んで出てきたんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)情報公開につきましては、まず、当該個人の権利、利益、 名誉、または生活を害するおそれのあるものについては、非開示情報として取り扱う

ようにしております。

また、非開示情報の記録されている場合についても、請求の趣旨に損なわない程度で分離できる場合は、当該部分を除き、他の部分を開示しなければならないと規定されております。塗り潰し等を施し、開示請求のあった事項について、できる限り開示しているということでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)答弁になってないよ。具体的に私が例を挙げたじゃないですか。 出ていっているものはどういうプロセスというか、段階で出ていったのかという、請求者がそういうことを、固有名詞を出して求めていったの。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(垂水勇治君) 私のほうが、担当であります企画情報課のほうに合議をしまして、それと、契約の相手方にも一応、こういうような情報開示の書類が出ているけどどうだろうかというような相談もしまして、別に問題ないというような、情報公開の規定にも問題ないし、会社のほうも、別にその分は開示してもいいというような了承は得ております。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)相手の了解を取れた、ですね。相手のほうに連絡を取って、開示 の請求が来とるけど出してもようございますかと、そうしたらオーケーが出て、ああ いうことになったと。それでいいんじゃね。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(垂水勇治君)そのとおりでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) ただ、さっきも言いましたよね。中身にはね、内容には、一般の住民が見ても大したんじゃない。ただ、問題は、条文の中がぼーっとなって分からんで、タイトルだけがある。そうしますとね、一般の住民がそれを目にしたら、これは何じゃろうかと。こんなことしよるんじゃろうかと、役場は。というようなことをね、やっぱり招くわけです。私が議員じゃなくてあれを手に入れたらね、役場じゃこんなことしよるんかというようなことになりますからね。

やっぱり、今言ったように、マル秘扱いについては出されませんと、何とかにならないと、どんどんどんどん、言やあ言うほど出ていくというようなことにはなるんじ

やない。どうですか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)全ての中身につきまして出しているはずなんですけども、その一部だけを切り取って、そしてまた新聞にされたということでございますので、結果として、業者に迷惑をかけるようなことにもなっておると思います。その点は、我々も肝に銘じて、今後、しっかりと、秘密保持のほうに邁進してまいりたいと思いますので、それは、議員さんも公人として、そういった誤解を招かないような対応していただきたいというふうに思います。そういうことであれば、もう出せないというふうになりますので、今後はしっかり、情報公開のときは私も立ち入って、大丈夫かということで確認をしたいと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)ですから、今町長言いましたよね。私どものところにも、住民の方からね、こういうことが起こりよるのは、これは何かなと言われたときに、いや、俺もよう知らんだいと。おまえ、何のために議員しよるんのかなとかいうようなことにもなりましてね。かといって、全く知らんだのようなことも言われないような立場におるものですから。それと、私は、今言いよるのは、何もかも出してしまえって言って、決してないんですよ。

今までの行政の中にも、これを拡大解釈したり、曲解をしたりして宣伝をする。そして、行政にブレーキをかける。私は過去にもあっただろうと思うんです。いろいろなことを聞きだしましてね、それが相手の耳に入って、もうこれはちょっと考えないかんなというようなことがあっただろうと思うんですよ。我々は期待をしておったけれども、そういう人が来るのをやめたとかですね。非常に、上毛町の発展のためには害になったと。もう大きく解釈したり、いろんなことを言う人が中におりますから、そういうところが、非常にやっぱり衆目のあれを集めるわけですよね。

ですから、慎重な取扱いをしていかなきゃならないし、かといって、何もかも隠してしまうんじゃあ、これはもう、議会なんちゅうのは何だというふうに、何の役目を果たしているかというようなことにも、議論の対象にもなりませんから、それもちょっと、あんまり過剰になり過ぎてもというようなことはありますけど、とにかく、公共の利益、公共の福祉に当てはまらないならば、出していくのは出していいということで、私の言いたいことは、まとめますと、しっかり、そういった文書の管理という

ものをやっていくべきだということでございます。

もうこの件は終わります。

それから次に、教育委員会のほうにお尋ねでございますけども、皆さん方御承知のように、文科省のほうから、40年ぶりですかね、学級編制のあれをやるということで出てきました。いろんな要素があると思うんですよね。

私は、経験からしますと、40年代から50年初め頃までには、大体1学級48人であったと、私は記憶してるんです。もう教室の中、ぎゅうぎゅう詰め。それで、後ろのほうが空いていませんから、前向き、通路を通っていって廊下に出よったというような、そういうことだったんですけども、それから改正がありまして、そして、さらにまた、今回、こういうことを出したということなんですが、例えば、やり方ですけども、本町の場合を例に挙げますと、小学校の場合は、南吉富小学校、1学年と3学年ですかね。四十数名と37名ぐらい。中学校は3年生、そういうところは、もう既に超過をしているわけですけども、国の考え方は、1年目は1年生、2年目は2年生とか3年生とか、段階的に、5年間のうちにやるということになるのか。さすがにもう超過しているところも五月雨的に変えていくという、そういう方式を取るのか、その辺はいかがですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君)では、私のほうから御答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、本年2月2日に、公立小学校の2年生以上、この学級全てを35人学級とするという、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律という義務標準法というのがございまして、これが改定されることが閣議決定されて、現在は、去る3月2日に衆議院を通過し、今、参議院に送られているという状況です。

この内容ですけども、現在は小学校の1年生は35人学級という、もう既になっております。これを令和3年度、来年度から2年生まで、そして4年度は3年生までと、順次、1年ごとにその対象学年を増やしていって、令和7年度に全ての学年を35人学級とするというものでございます。

したがいまして、現在、35名を超えている南吉富小学校の例を出されましたけど も、その学年は対象外ということになります。

本町の、現在、向こう5年間程度の入学予定児童推計というのを、私ども取ってお

りますけども、それによりますと、この、今回の改正によって2クラスになるという 学年は、現段階ではないと。今後、定数の動向、あるいは、本町の、いわゆる住宅政 策等、それが功を奏して増えていくということになれば、そういった、1学年2クラ スになる学級が出てくるかもしれませんけども、現段階では、向こう5年間では予定 されてないという状況でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)ありがとうございます。

そうしますと、南吉富小学校の例を挙げますと、3年生が37名が見込まれておるですね。そうしますと、このクラスは、来年になると2クラスになると。こういうふうに解釈していいんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君) いわゆる来年度は、今の1年生が2年生になります。その2年 生の学年が35人の対象になるということですので、南吉富小学校の37名いる学級 については、卒業までそのままいくという状況になります。

対象学年が、もう、来年は1年生と2年生、次の年が1年生、2年生、3年生ということで1個ずつ上がっていきます。今の3年生は、もう既にその対象学年からも外れていますので、今後、2クラスになることはないということでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)今、教育長の説明によりますとね、今年は2学年が対象になると。 第1年次目はね。2学年が、2年生が。そうしますと、今の南吉富小学校の3年生は 現在37名というものが予定されておると。来年になっても、それはもう駄目ですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。なるべくマスクをお願いします。
- ○9番(安元慶彦君) 声が出らない。
- ○議長(宮崎昌宗君) そうですか。教育長。
- ○教育長(道免 隆君) その37名の学級が来年3年生でございます。今回の改正によっては、来年度は、2年生は35人学級にするということになりますので、その次の年は3年生まで、その対象学年は、その次の年は4年生ということになりますので、このままの形でいけば、もう、37人のそのクラスは卒業まで2クラスにはならないということでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) そうしますと、今年の南吉富小学校は45人が、もうこれは既に 2学級ですよね。そういう改定に関わらんでも、当然、今までの制度からいきますと、 これはもう、そういうことになるんですね。中学校は、そうしますとね、3年間のうちに、これは、やっぱり今年から始まるんでしょう。
- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君) 今回の改正は小学校のみを対象としております。文科省のほうとしては、中学校についても今後考えていきたいという意見等は、文科大臣のほうからあっておりますけども、改正は小学校のみということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) それは失礼しました。中学校はまだということでございますけど。 そうしますと、今までの論法からいきますと、途中における増減とかいうのはもう 全く関係がないというふうに取っていいんですね。
- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君)議員おっしゃるとおりでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)本町のような小規模人数の学校は、この影響というものはあまりないんじゃないかというふうに思うんですけれども、やっぱり児童数を多く抱える学校は、これ、非常に、地教委としても、教室が足りなくなるとか、あるいは施設設備の関係あたりで財政出動せんならんとか、そういうことが出ると思うんですけども、その辺は、そういったような事柄になりますと、国のほうからの財政支援とか、そういったものあたりは考えられるんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君)まず、そういった、今、今回の改正に伴ってクラス数が増となる学校が数多くあると。そういったところについての施設の環境整備については、既にある、そういった事業と併せて、新たな、そういった補助的な部分も考えていくというふうな話は新聞報道等では目にしますけども、具体的に、現段階でそういった施設設備に関わって、今回の改正に伴い、こういった新たな増額をするとか、そういった話は、現段階で私は承知をしておりません。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)今回の見直しといいますか、変更の大きな原因といいますか、理由といいますか、その辺はいろいろあると思うんですけどね、やっぱり、大きく取り上げられているところはどういう面があるんでしょうかね。
- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君)実は、今1年生のみ35人学級というふうになっております。 これは、平成23年度からでございますけども、ただ、これは聞くところによります と、文科省はこれを広げていきたいという意向を持っている。しかし、一方の国の財 務省については、今のこの1年生の35人学級を取りやめるべきだと。また、40人 に戻すべきだというふうに、少し、このコロナが始まる前までは、そういう議論がな されていたというふうに承知しております。

しかしながら、今回、このコロナ禍の中で、いわゆる学校における教育活動で、やっぱり、社会的距離、いわゆるソーシャルディスタンスをしっかり取って、そういった感染防止を図るということで、こういった定数の削減、学級編制の基準が引き下げられると。要因は、一つは大きなコロナと。

それからもう1点は、やっぱり今、GIGAスクール構想の下に、1人1台端末等、整備されていますが、一人一人の児童生徒の、いわゆる個別最適な学びと言われていますけども、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた、そういった教育環境を整備すべしという、この大きな2点から、今回の改正に至ったというふうに、私は理解しております。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)ありがとうございました。

それから、通告はしておりませんけども、この機会ですから、ちょっと参考にお尋ねをしたいと思いますけど。

教育長は、教育長になる前が校長、それからその前は教頭、その前は教諭ということで、学校現場は非常に長かったというふうに思っておりますけれども、その経験の中で、1学級の、これは学年にもよるかも分かりませんけれども、望ましい人数、これ、いろいろなものが絡まってきますけどね、社会情勢の問題とか、あるいは子供の体格の問題とか、カリキュラムの関係とか、本当に1学級で先生の目が届く。いろん

な面で子供一人一人を把握できる。そういったような事柄のためには、何人が望ましいのか。

先生の経験を通してお持ちでありましたら、ぜひひとつお聞かせをいただきたいと。 お願いします。

- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君) 私も、40人を超える学級、あるいは複式の学級も担任をさせていただきました。その経験からと、あわせて、昨今、社会問題ともなっていますけども、いじめ、不登校の増加や、いわゆる学習面、あるいは行動面で特別な支援を必要とする児童が、通常学級にも6.5%程度在籍しているというようなことも踏まえて言わせていただくならば、やっぱり25名から30名程度が適当かなというふうに思います。

その理由として、今、議員がおっしゃったように、人数が多くなると、やっぱり目が行き届かないという面もありますし、逆に、あまりにも少ない人数の学級であれば、通常、学校教育においては、例えば体育であれば、やっぱりチーム対抗の競技種目、そういったものが学習内容にもありますし、音楽科であれば、合唱、合奏とか、そういったものもありますが、そういった教育活動が行いにくいということもありますし、また、学校教育というのは、そういった学力だけではなくて社会性、そういったものも培う場でございます。

そういった中で、やっぱりある意味、切磋琢磨をするということも必要になってこようと思いますし、そういったことから、やっぱりあまり少なくてもよくないということを考えますと、先ほど申し上げました、大体25人程度が、私の経験では、一番やりやすかったというと語弊がありますけど、学級経営が行いやすかったと。ただ、今言われているように、35人学級が出ていますが、35人というのはぎりぎりかなというふうに思います。

以上です。

- ○議長 (宮崎昌宗君) 安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)本町も、過去から、小規模校の廃校をしてきました。そういう中で、今、こうしたコロナの関係とか、いろんなことあたりを考えますと、むしろ、小規模のほうの学校が、それは言いましたよね、切磋琢磨の関係とか、教育の関係とかということをしますと、どうかなと思うところがありますけど、この廃校なんかとい

うものも、これから先、やっぱり一つの反省材料にも考えていってもいいんじゃないかなと。やっぱり残しておいて、そこはそこで、小人数の子供というものが学習をして、いろんな面でやっていくというようなことも、全く無駄ではない。

ただ、我々が一番何しているのは、お金がかかるから、あの学校はもうどうかしないかんのというようなことで、それが非常にやっぱり尊重されていく風潮が今まであったわけですね。こういう得体の知れないようなコロナ禍あたりが来ると、やっぱり空間が必要であるから、今度、たしか64平米ぐらいの教室の広さと思いますけど、その中にぎゅうぎゅう詰めではなくて、机の間隔を取るとか、そういったような事柄が大事になってきますから、そういった、過去にやったことあたりのやっぱり反省材料にも、この頃のコロナ禍というものが、1年2学級じゃないかなという感じがしてるんです。その辺はもうようございます。

最後になりますけども、もう時間ありませんが、町長に一つ、お願いじゃないですけど、当たり前の話かも分かりませんけど、前回私が質問をした中で、町長就任7年間の感想はということを出しまして、町長は、志を高く持って努力してきたという答弁でございました。ぜひ、これから先もそういった精神を、ひとつ、しっかり胸に秘めて、上毛町発展のために御努力いただきたいと願っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員の質問が終わりました。 6番、髙西議員、御登壇ください。
- ○1番(髙西正人君)皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、ありがとうございます。 本日最後、1番議員、髙西です。

今回、私は、現在私たちの生活に根差したとも言える、その中で、利便性、重要度も増してきているSNSの活用についてお伺いいたします。

詳細は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)では早速、本町のSNSの活用状況についてお聞かせいただきた いと思います。

町のSNS、全般的な活用状況はどのようなものでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)町のSNSの活用状況については、移住・定住政策や町

のPRを目的として、町の情報を発信しております。また、災害時における情報発信 手段としても活用しているところでもあります。

活用しているSNSとしましては、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、ツイッターを活用しております。

現在、防災無線のデジタル化を進めており、その情報をLINEでも発信できるよう、LINEのアカウントを取得しているところでもあります。ただし、ツイッターについては、ふるさと納税の関係で開設したもので、十分な活用まで至っておりません。

これらのSNSとは別に、令和3年度一般会計当初予算において、SNSを使用しない、特に高齢者への情報発信手段として、テレビによる地デジ広報を活用し、災害情報等をテレビを介して提供する整備をするための予算を計上させていただいているところでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(高西正人君)ありがとうございます。移住・定住施策や町のPRのためのツール、そしてまた、災害時の情報発信としてSNSを活用しているとのことで、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、ツイッター、現在、LINE公式アカウントを準備中という状況ということですね。また、それとは別に、高齢者の対策としまして、テレビによる地デジ広報です。また、これも災害時の対応を予算計上しているということが大変よく分かりました。

行政からの情報の提供手段として、従来の広報や回覧や防災無線というものは、基本の基として活用しつつ、近年の各種SNSの爆発的な普及に併せ、それらを活用するということは、町の提供する情報のセーフティーネットを何重にも張り巡らせて、情報の到達漏れを防ぐ効果があると、私は確信しています。

その状況に加えまして、高齢者への情報発信としての地デジ広報、かなりきめの細やかな、かつ確実な情報提供を心がけようとする姿勢が見て取れていると思われます。 住民のための情報提供環境をしっかり整備してきている状況と言えると思います。 ツイッターのほうが不十分なのが、今後は活用計画を検討しなければいけない状況ではないかと思います。

では、現在運用しています各SNSの状況はどのようになっていますか。

○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。

○企画情報課長(堀 綾一君)各SNSの利用状況について、今年度、2月末までの状況で答弁させていただきます。

まず、フェイスブックですが、投稿数が32件、フォロワー数が611、リーチ数が1万3,788となっており、特に商工会青年部の方が開催した上毛ドライブスループロジェクトや、新型コロナウイルスに関連した投稿に、多くの方が閲覧をしていただいております。

次に、インスタグラムですが、投稿数が15件、フォロワー数が186、「いいね」の数、この投稿を見て、すごい、癒やされた、ありがとうと思われた方の数ですが、576件、PR動画等と花火の動画の再生回数が670となっております。最も「いいね」の数が多かったのは、「大池どんぐり」と題した、大池公園を利用されている方からいただいた、園路を散歩していたときの、お子様の感性豊かなほのぼのとした情報を投稿させていただいたものです。

次に、ユーチューブですが、投稿数が6件、チャンネル登録者数が68、動画の投稿になりますので、再生回数が3万7,777件となっております。うち、今年度完成したPR動画の再生回数が約3万7,000件となっております。

次に、ツイッターですが、投稿数が2件、フォロワー数が24件、閲覧が5,659 となっており、ツイッターについては、先ほど答弁させていただいたとおり、十分な 活用まで至っておりません。

その他のSNSについても、さらなる活用をすべきであると考えておるところであります。

- ○議長(宮崎昌宗君)髙西議員。
- ○1番(高西正人君)答弁の内容から、話題性のあるイベントや町のPR、そして、今、 大切な情報と思われるものに、多くの閲覧があるということが見て取れると思います。 お聞きしました投稿数やフォロワー数とは、これからまだまだ努力が必要だと思われ る数字だとも見受けられます。

インスタグラムの「大池どんぐり」は、私も読ませていただきました。昨年11月25日の投稿だったと思います。これもう、非常にかわいらしい文章だったので、ぜひとも紹介させていただきたいと思うんですけども、その内容は、「子供たちと大池公園を散歩していたら、お空からどんぐりが。それを見た子供たちはトトロがいると大はしゃぎ。木の上のトトロを一生懸命探す子供たちの姿に癒やされました。本当にす

てきな公園ですね」というものでした。

簡単明瞭で、トトロのことで、多くの人たちにも共感が持てるような内容だと思う んですけども、この文章を読んですぐ、とてもすばらしい、ほほ笑ましい光景をもう 想像してしまいまして、非常に、私自身も癒やされたところです。

こういうふうな癒やしの場を提供し、子供たちに情緒豊かに育ってもらえる環境を 上毛町が整備しているということを、SNSを通して共有してもらえるというのは非 常にありがたいなというふうに思いました。

ただ、ユーチューブのPR動画ですけれども、タイトルが、KOGE Town, Fukuoka JAPAN 4K、福岡県上毛町という約3分の、上毛町の四季の移り変わりとともに、住民を中心に様々な町の側面が紹介されている動画ですけれども、投稿してから現在まで約5か月ぐらいなんですが、先ほどの休憩のときに調べた数字なんですが、再生回数が3万6,951回ですね。先ほどの課長の数字とちょっと若干違いがあるんですけれども、恐らく課長のほうは、動画全体のもの、私は、3分の1個の動画だけというところで差が出てきたんじゃないかと思います。

再生回数の正式なカウント方法というのは、実はユーチューブは公開していないです。ただ、原則として、一つのIPアドレスからは、簡単に言ってしまうと、人には人といいますか、パソコンといいますか、一定期間は1回しかカウントしないという原則はあります。これに基づきまして、平成31年度の当初予算の230万円で制作をしましたこの動画を先ほどの3万6,951で割ってみますと、約62.245円です。概算ですので、おおまかなくくりにしますと、約3万5,000人に1人当たり63円で上毛町の動画を見てもらう、町の雰囲気を感じてもらうことができたという結果になるのではないかと思います。

ちょっと話が替わりまして、郵便の話になりますけれども、長形3号でA4を5枚送ろうとした場合、切手代は84円になります。上毛町の四季の移り変わりをA4用紙5枚で伝えようとしても、なかなか難しいのではないかと思います。それに加えて、住民の笑顔とともに町の生活を伝えるということは、A4、5枚では不可能になってくると思います。

そういうところから考えますと、現時点で、ユーチューブのPR動画につきまして はかなりコストパフォーマンスがよい状態と言えるのではないかと思います。

では、このコストパフォーマンスがよい状態なんですが、情報の発信というものと

情報の設置というものはどのように認識されていますでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)この件につきましては、今回議員さんからいただいた御 質問の通告書により、調べさせていただきました。

SNSの活用により、コミュニケーションの在り方が大きく変化していることは認識しておりましたが、情報発信と情報設置については認識不足でした。

情報はリアルタイムで発信されるもの、ユーチューブによる動画の投稿が、先ほど答弁させていただきましたが、6件、非常に少ない件数であると反省しているところですが、PR動画を見ますと、投稿した一月で3万5,000件を超える状況でした。現在も、ホームページからリンクできる状況ですので、少しずつ閲覧件数が増えております。昨年9月に投稿したものを遡って閲覧いただけるような状況にしており、このように情報発信をしたものがいつでも閲覧できる状態にすること、情報をストックすること、このことが情報発信の一つの手段であり、それが情報の設置と認識させていただきました。

- ○議長(宮崎昌宗君)髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございます。

情報の設置という言葉は、現在、ごく少数の人がまだ使っているものだと思います。 ユーチューバーの方とかがインタビューとかをされたときに、ぽろっと情報設置という言葉が出てきているような状態でして、今後メジャーになると言葉がどうかは分かってはいないとは思う状況なんですが、意味としますと、今、課長が言われるとおりのことでございます。

では、ここで、先ほどのユーチューブのPR動画を思い出していただきたいんですけれども、投稿する時点から情報を発信するという意識ではなくて、情報を設置するという意識で、先ほどの1人当たり62円だったと思うんですけども、のコストパフォーマンスを、中長期的な展望から、もっとパフォーマンスを上げようと思われながら情報をアップするという作業になってくるんじゃないかと思われます。

つまり、投稿すれば終わりではなくて、投稿した時点から、パフォーマンス性を上げるため、新たな努力がとても大切になってきているというのが、現状のSNSの状況ではないかと思います。

このようなSNSの活用について、単なる発信ではないという意識が以前よりも大

切になってきているという状況の中で、SNS自体に変化が起こってきているという 認識はございますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)SNSについては、目まぐるしく、様々なアプリが開発され、活用されております。やっと、私たちも活用を始めた写真や動画を活用した情報発信から、現在は対話方式による音声を活用した情報発信へと変化をなしている。その手段として、クラブハウスというアプリが、全世界で多くの方が利用されているようになったということを認識しております。
- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君) おっしゃるとおりです。今年に入って、全世界で爆発的に使われ 始めた新しいアプリがクラブハウスで、もう、今のところでクラブハウスを言われて しまいましたので、私の次の質問が飛んでしまうようになってしまうんですけれども、 もしよろしければ、課長、クラブハウスがどのようなアプリか御説明いただけません でしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)私も今回、クラブハウスについて調べさせていただきま したので、議員のほうが詳しいかと思いますが、答弁させていただきます。

若干、先ほどの答弁でも触れましたが、音声チャットでコミュニケーションをする音声SNSで、今年に入ってから、年齢を問わず多くの方が活用し、ソーシャルネットワーキングのカテゴリーの中で1位となっているアプリでございます。

利用規程では、18歳以上で、本名を登録しなければならないという義務が課せられております。

ルームという枠組みの中で会話を楽しむことから、世界中の人と一緒の教室にいるようなものと言われております。ただ、全てのスマートフォンで利用できるものではなく、iPhoneだけの利用で、利用するためには、招待制となっているため、招待をしてもらう必要があります。招待も1カウント2人までで、会話の内容は、録音はもちろんのこと、書き起こしやメモをすることも禁止されております。原則、非公開とされておるものでございまして、活用されている自治体もありますが、町が活用するには少しハードルが高いのかなというふうに感じているものでございます。

○議長 (宮崎昌宗君) 髙西議員。

○1番(髙西正人君) 完璧なクラブハウスの説明を、本当にありがとうございます。全くおっしゃるとおりでして、今、そのようなアプリが、今年に入ってから世界で爆発的に使われていると。今までは、SNSといいますと、写真や文字だけでいろんな情報を伝えていたところが、音声で、しかも原則非公開の、録音さえもしてはいけないというふうなものが、非常に今、受けていると、大きな変化が起こっていると思います。

課長、最後に言われましたように、まだ人口増加策のほうに使うのは難しいのではないかというふうなところですけども、実は、その次の質問が、町の人口政策にクラブハウスを利用してはどうかというところなんですけれども、なぜ人口増加政策に使うのに無理があるとか、難しいというふうなところを考えるのか、ちょっとお聞きかせいただけますでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)私もまだ、クラブハウスについて勉強しなければならない点もございますけれど、どうしても、招待制であったりとか、多くの方が利用するためには関心のあるものかどうか、興味があるものに、皆さん引かれて、そういったものを、SNSを利用するケースがございます。町で、どうしても、そういったルームあたりに入っていくということで、興味を持たれるかどうか、そういったところが不安な材料でもありますので、自治体としては難しいのかなというふうに思っておるところでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございます。

実のところ、私も、町としてこのクラブハウスを使うというのは難しいのではないのかなというふうに考えているのが正直なところで、使えればもちろんいいかとは思うんですけれども、そのために超えなければいけないハードルというものが、使うためにやるべきものなのか、やらなくていいものかといいますと、現状ではやらなくていい方向になるのではないかとは思っています。

しかしながら、町長が、行政のトップとしてこれを使うことというのは可能ではないかと思っております。日本国じゅうが、今、人口争奪戦と言われている中で、他の自治体との差別化を図るためにも検討する価値があるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君) 私が人口増加のために使うということでございますけれども、私も詳しいことを認識しておりませんので、担当課長とともにしっかり勉強しながら、少しでも人口増加につながるのであれば、検討してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございます。

町長に生の声でしていただくまでには、まだすぐにとはいかないとは十分承知はしておりますけれども、各種SNSを、まずは充実をさせなければいけないという背景があると思います。

そこで、クラブハウスで、町長が町長の生の声で町をPRするというふうな形が取れますと、現段階での世の中の流れに合った方法で効果が期待できるのではないかというふうに考えています。しかし、先ほども申しましたとおり、やはり、もうちょっと、町自体、ツイッターがあまりうまくできていないというふうなところもありますので、不十分なところを克服していかなければいけないと考えています。

今回、初日の町長の提案理由の中に、天災、人災、何が起こるか分からない。人、 物、お金、情報のマネジメントが大切だというふうに言われました。

そこで、ツイッターによる情報伝達機能の構築を、セーフティーネットの一つとして利用するというのはいかがでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画情報課長。
- ○企画情報課長(堀 綾一君)最初の御質問で答弁させていただきましたツイッターについては、町としてまだまだ十分な活用がなされていない状況でありますし、140字以内のコメントを書き込んで情報を発信する機能を持ったSNSでございます。特に、災害時の情報については、全てのSNSから情報を取得するという方は多くありません。ツイッターについては、特に拡散力の強いSNSと言われております。町内だけではなく、町外にお住まいの方が、町内に住まれている方を案じ、必要とする情報を取得する手段としても、最適なSNSというふうに考えております。このような情報を、様々な手段により周知することが、安心・安全なまちづくりを行っている町として評価される移住・定住先を選ぶ要因の一つとなればいいと思っておるところでございます。

まずは、住民の方々の安全のための情報手段として、そして、人口増に向けた手段

の一つとして、ツイッターの利活用について整備を行いたいと考えているところでご ざいます。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)まさにおっしゃるとおりです。

ツイッターの持つ情報拡散能力で、町内外を問わず、必要とされる方々に届けられる。しかも、上毛町が情報を提供しているという社会的信用とともに届けることが可能となります。

災害時、特に大きな災害が起こった場合には、偽物の情報、いわゆるガセネタというものが非常に多く出回ります。つい最近とかでも、豪雨とかあったときに変な情報が流れたりだとか、古くは関東大震災のときにいろんなガセネタが出て回って、いろんな結果につながったというふうなこともあるかと思います。また、これからすぐにでももう、雨の多い時期を迎えたり、台風がやってきたり、また、コロナも不透明な状況下にあるかと思います。

このような中、情報に惑わされる方を少しでも少なくして、物理的安全、精神的安全の提供のために、セーフティーネットの構築に努力をしていただきたいと考えます。

広報回覧、防災無線、ホームページ、上毛ナビ、これだけでもたくさんあるかとは思うんですけれども、今はもう、どこでどういうふうに情報を拾い上げるか、受け取るか、探し出すかというのは、もう個人に非常に頼る部分になってきていると思いますので、各種SNSも含めまして、整備しまして、情報のセーフティーネットを早めに、幾重にも張り巡らせて、その中で、今回はツイッターがちょっと力不足のところがありますので、早急にでも力を入れて、住民生活の安心・安全のために、早期に整備する努力をお願いしたいと思います。

お願いをさせていただきまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員の質問が終わりました。

以上で一般質問は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 0時12分